

粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 お よ び 評 価	呼 吸 用 保 護 具 (注)2	計 画 の 届 出 (注)3	
		湿 式 型 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	プ ッ シ ュ プ ル 型 換 気 装 置											
粉じん作業							5	6 602	603	10	22	23	24	26 2602	27	安 衛 則	
粉じん則条文		4															
粉 じ ん 作 業 (規則別表第一)	特定粉じん作業 (規則別表第二)	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○		△		
		坑内		△	○	△				○	○	○					
	特定粉じん作業以外の粉じん作業 (規則別表第三)	坑外	坑内					○				○	○		○		
			屋外									○			○		
		坑内							○	○			○		○		
		タンク内等											○		○		
		その他の作業	坑外	坑内					○				○	○			
				屋外									○				
	坑内							○	○			○					

- (注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

有機溶剤中毒予防規制

物質		有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等
設	屋内作業場等のうちタンク等の内部	密閉装置	○	○	
		局所排気装置	○	○	
		プッシュプル型換気装置	○	○	
		全体換気装置	×	×	
備	タンク等の内部	吹付け作業			
		密閉装置	○	○	○
		局所排気装置	○	○	○
		プッシュプル型換気装置	○	○	○
	全体換気装置	×	×	×	
	吹付け作業以外	密閉装置	○	○	○
局所排気装置	○	○	○		
プッシュプル型換気装置	○	○	○		
全体換気装置	×	×	○		
管	作業主任者の選任	19	○	○	○
	定期自主検査およびその記録	20、20の2、21	○	○	○
	点検	22	○	○	○
	補修	23	○	○	○
	掲示	24	○	○	○
	区分表示	25	○赤	○黄	○青
測定	測定、評価およびその記録	28、28の2	○	○	×
そ	健康診断	29	○	○	○ (タンク等の内部に隣る)
	貯蔵	35	○	○	○
他	空容器の処理	36	○	○	○
	計画の届出	安衛則	○	○	○
	表示 (法 57)	法57	○	○	×

●有機溶剤：令別表第6の2の有機溶剤

●有機溶剤等：有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの）

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1,4-ジオキサン、ジクロルメタン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサノール、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等および第2種有機溶剤等以外のもの

ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット

特定化学物質障害予防規則

法令	規制内容	令区分																		
		1	2	3	4	5	6													
	物質名	黄りんマツチ	ベンジジン及びその塩	四アミノシフェニル及びその塩	石綿	四ニトロシフェニル	及びその塩	ビスクロロメチルエーテル	ヘキサフルオロアミン	及びその塩	ベンゼンゴムのり	ジクロロベンジジン	及びその塩	アルファナフチルアミン	塩素化ビフェニル(PCB)	オルトトリジン	及びその塩	ジアニジン及びその塩	ベリリウム及びその化合物	
区分	禁止物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第1類物質																			
	特定第2類物質																			
	エチルベンゼン等																			
	オーラミン等																			
管理第2類物質																				
第3類物質																				
第3類物質等																				
特別管理物質																				
労働安全衛生法	55 製造等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	56 製造の許可																			
	57 表示																			
	59 労働衛生教育(雇入れ時)																			
	67 健康管理手帳																			
	対象要件		3ヵ月		(注)6			3年	3ヵ月									3ヵ月(注)4		
特定化学物質障害予防規則	3 第1類物質の取扱い設備																			
	4 特定第2類物質に密閉式局排係る設備																			
	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備																			
	7 局排の性能												制	制	0.01mg	制	制	0.001mg		
	9 用後処理装置の設備																			
	12の2 ばら等の処理																			
	21 床の構造																			
	24 立入り禁止の措置																			
	25 容器等																			
	27 特定化学物質作業主任者の選任																			
	36 作業環境の実施																			
	36の2 作業環境測定の実施結果の評価																			
	36の2 管理濃度														0.01mg/m ³				0.001mg/m ³	
	37 休憩室																			
	38 洗浄設備																			
	38の2 喫煙等の禁止																			
	33の3 掲示																			
	38の4 作業記録																			
	39 健康診断																			
	40 健康診断後																			
42 緊急診断																				
53 記録の報告																				

- (注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³あたりに占める重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec.、粒子状の物質は1.0m/sec.である。
 3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
 4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。

7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	13の2	14	15	16	17
ベンゾトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンジイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	オルトフタロジニトリル	カドミウム及びその化合物	クロム酸及びその塩	クロロメチルメチルエーテル	五酸化バナジウム	その無機化合物 コバルト及び	コールタール	酸化プロピレン	シアン化カリウム	シアン化水素
○	○	○			○	○	○	○	○				○					○		○
			○	○						○		○	○		○	○	○		○	
	○	○			○	○	○	○						○				○		○
○	○	○			○	○	○	○		○				○				○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3年								4年					4年				5年			
○	○	○			第38条の8により有機則の適用	○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
	○	○				○	○	○	○	○				○					○	○
0.05 cm ³	0.3 mg	2cm ³	0.01 mg	制		0.05 cm ³	1.8mg 又は 1cm ³	2 cm ³	0.5cm ³	制	0.01 mg	0.05 mg	0.05 mg	制	0.03 mg	0.02 mg	0.2 mg	2cm ³	3 mg	3cm ³
	○			○							○	○	○		○	○	○		○	○
30	3	3	3	30	30	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	30	30	3	3
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
30	3	3	3		30	30	30	30	3		3	3	30		3	30	30	30	3	3
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
0.05 ppm	0.1 mg/m ³	2 ppm	0.01 mg/m ³		20 ppm	0.05 ppm	1 ppm	2 ppm	0.5 ppm		0.01 mg/m ³	0.05 mg/m ³	0.05 mg/m ³		0.03 mg/m ³	0.02 mg/m ³	0.2mg/m ³ ベンゼン 可溶性成分として	2 ppm	3 mg/m ³	3 ppm
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○
30	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30	5	5	30	30	5	30	30	30	5	5
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。ただし*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
- 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること（これについては、石綿を製造し、または取り扱う業務以外の周辺業務の場合も含む。）、②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修、除去の作業、石綿等の吹付けの作業または石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石

法令	区分	規制内容	令区分																									
			18	19	19の2	19の3	20	21	22	23	23の2	24	25	26	27	27の2	28											
			物質名	シアン化ナトリウム	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1,2-ジクロロ	1,1-ジメチルヒドランジン	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物	トリレンジインシアネート	ニッケル化合物	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	ベンゼン	パラニトロクロルベンゼン	砒素及びその化合物	28 弗化水素										
労働安全衛生法	区分	禁止物質																										
		第1類物質																										
		特定第2類物質		○		○	○					○		○														
		エチルベンゼン等			○																							
		オーラミン等																										
		管理第2類物質	○								○	○									○							
第3類物質																												
第3類物質等		○			○	○													○									
特別管理物質		○		○	○	○			○										○									
55	製造等の禁止																											
56	製造の許可																											
57	表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
67	健康管理手帳																		○									
特定化学物質障害予防規則	区分	3	第1類物質の取扱い設備			注7			4年										5年									
		4	特定第2類物質に密閉式等係る製造等に備える設備	○	○			○	○			○		○		○		○	○	○								
		5	特定第2類物質又は管理第2類物質に密閉式等係る製造等に備える設備	○	○			○	○			○		○		○		○	○	○								
		7	局排の性能	3mg	制			0.01cm ³	1cm ³	0.05mg	0.025mg	0.005cm ³	0.1mg	0.007mg又は0.001cm ³	0.05cm ³	制	0.6mg	0.003mg	0.5cm ³									
		9	用後処理装置の設備	除じん	○	○																						
		排ガス		○	○																							
		12	残さい物処理	○																○								
		12の2	ばら等の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		第4章	漏えいの防止	○	○			○	○			○		○		○		○	○	○								
		21	床の構造	○	○			○	○			○		○		○		○	○	○								
		24	立入り禁止の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		25	容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		27	特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		36	作業環境の実測	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		36の2	作業環境測定結果の評価	3	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	3	30	3	30	3								
		36の2	管理濃度	3mg/m ³	0.005mg/m ³	10ppm	0.01ppm	1ppm	0.05mg/m ³	0.025mg/m ³	0.005ppm	0.1mg/m ³	0.001ppm	0.05ppm		0.6mg/m ³	0.003mg/m ³	0.5ppm										
		37	休憩室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		38	洗浄設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		38の2	喫煙等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		38の3	掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		38の4	作業記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		第5章の2	特別規定			有機則																						
		39	健康診断	雇入、定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		40		配転後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
		42	緊急診断	5	30	30	30	5	30	5	5	30	30	5	30	5	30	5	30	5								
		53	記録の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								

綿等の粉じんにはばく露した日から10年以上を経過していること、③石棉等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。

7 屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃の業務に3年以上従事した経験を有すること。

8 ※のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

石綿障害予防規則

石綿則 条文	規制内容	対象作業							解体等以外の石綿取扱い作業	吹付石綿等の近傍での臨時作業 (10条②)	
		石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業									
		① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業		② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業			③ 去の作業				
		耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め石綿等の切断等を伴う作業注2	囲い込みの作業注2	切断等を伴わない囲い込みの作業注2	切断等を伴う除去・封じ込め・囲い込みの作業	去・囲い込みの作業	①、②以外の建材の除去の作業		
3	事前調査／結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○			
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○			
5	作業の届出		○	○	○	○	○				
90 委 衛 則	計画の届出	○									
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○			○				
7	保温材等除去時の作業者以外立入禁止／表示					○		○			
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○			
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○			
13	湿潤化	○		○	○	○	○	○	○		
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○	
15	関係者以外の立入禁止／表示	○	○	○	○	○	○	○	○		
19 20	石綿作業主任者の選任／職務	○	○	○	○	○	○	○	○		
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○			
33 34	喫煙等の禁止／掲示	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	作業の記録注4	○	○	○	○	○	○	○	○		
40 43	健康診断の実施／記録／報告注4.5	○	○	○	○	○	○	○	○		
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- (注) 1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。
 2 石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則第10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
 3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。
 4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。
 5 報告は定期に実施したものに限る。

鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	鉛則1条							令別表4第8 含鉛塗料のかき落とし等	令別表第9 鉛装置内業務	令別表第10 鉛装置の解体	令別表第11 転写紙	鉛則1条					令別表4第17 文選・植字	鉛則1条 ワ清掃		
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト					チ	リ	ヌ	ル	ヲ				
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物	鉛ライニング					含鉛塗料等	はんだ付け	釉薬	絵付け	焼入れ等				
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	焼結	⊗																		
	溶解	転炉	⊗	⊗																	
	溶解	融	●	⊗	●	○	●	●	○				⊗								●
	鑄造	(込)	●		●		●	●					○								
	焼成	粉砕	⊗	⊗				⊗													
	破砕	混合	●					●		○	○										
	ふるい分け	容器詰	●	●	●			●													
	加工	工			○		○														
	組立	て			○																
	溶解	接			○		○		○	○	○										
	溶解	断			○		○		○	○	○										
	切断	断			○		○														
	練粉	焼			●			●					●								
	煨攪	拌						●		⊗											
	溶解	着										○									
	溶解	射										○									
	蒸着	着										○									
	仕上げ	上							●												
	加圧	熱延								○											
	粉まき	等								○											
はんだ付け	施										●										
施	釉																				
絵付け	付																				
作業主任者		※	※	※	※	※	※	※	※	※											
測定および評価		※	※	※	※	※	※	※	※	※										※	
健康診断		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	①	②	①		

- (注) 1 ⊗印は、当該装置および当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置（用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置をいい、除じん装置等が該当する）の設置を規定しているもの。
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置の設置を規定しているもの。
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置の設置を規定しているもの。（ただし、はんだ付け業務*については全体換気装置も可。）
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
 5 健康診断欄については、①は6カ月以内ごとに1回、②は1年以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

高気圧作業安全衛生規則

対象業務 高圧則 項目 条文			内作業 高圧室			対象業務 高圧則 項目 条文			内作業 高圧室		
			水 深10m以上の場所	水 の気圧下 ゲージ圧0.1MPa以上	大気圧を超える気圧下				水 深10m以上の場所	水 の気圧下 ゲージ圧0.1MPa以上	大気圧を超える気圧下
定	義	1	○		○	発破を行った場合の措置	25	○			
作業室の気積	積	2	○			火傷等の防止	25の2	○			
気閉室の床面積	積	3	○			刃口の下方の掘下げの制限	25の3	○			
および気積						高圧室内作業主任者の携行器具	26	○			
送気管の配管等		4	○			潜水時間	27			○	
空気清浄装置		5	○			送気量および送気圧	28			○	
排気管		6	○			ボンベからの給気を受けて行う潜水業務	29			○	
圧力計		7	○			圧力調整器	30			○	
異常温度の		7の2	○			浮上の速度等	31			○△	
自動警報装置						浮上の特例等	32			○△	
のぞき窓等		7の3	○			さがり綱	33			○	
避難用具等		7の4	○			設備等の点検および修理	34			○	
空気槽		8			○	純酸素の使用制限	35			○	
空気清浄装置等		9			○	連絡員	36			○	
作業主任者		10	○			潜水作業者の携行物等	37			○	
特別の教育		11	○		○	健康診断	38	○		○	
潜水士免許		12			○	健康診断の結果	39	○		○	
立入禁止		13	○			医師からの意見聴取	39の2	○		○	
加圧の速度		14	○			健康診断の結果の通知	39の3	○		○	
高圧下の時間		15		○		健康診断結果報告	40	○		○	
炭酸ガスの抑制		16	○			病者の就業禁止	41	○		○	
有害ガスの抑制		17	○			再圧室の設置	42		○	○	
減圧の速度等		18	○	△		立入禁止	43		○	○	
減圧の特例等		19	○	△		再圧室の使用	44		○	○	
減圧時の措置		20	○			再圧室の点検	45		○	○	
減圧状況の記録等		20の2		○		危険物等の持込禁止	46		○	○	
連絡		21	○			仕事の届出	安衛則	○	○		
設備の点検および修理		22	○								
使用開始時の点検		22の2	○								
事故が発生した場合の措置		23	○								
排気沈下の場合の措置		24	○								

(注) 1 △印は、ゲージ圧0.1MPaを超える気圧下の作業もしくは水深10m以上の場所において行う潜水業務についてのみ適用する項が含まれている。

電離放射線障害防止規則

政令別表第2 対象業務 電離放射線障害防止規則 項目	1		2	3	4		5				6	7	準用規定(注) 4	
	医療用	工業用	サイクロトロン、ベータトロン等の他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	生を伴うこれらの検査の業務	放射線透過写真撮影の業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務	放射線透過写真撮影の業務		放射線透過写真撮影の業務
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従業者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
“(等価線量)”	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
“(妊娠中)”	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○											
ろ過板の使用	11	○	○											
間接撮影時の措置	12	○	○											
透視時の措置	13	○	○											
標識の掲示	14			○		○	○							
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○							
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○							
線源付近の立入禁止	18	○	○			○	○							○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○				○							
放射線源の取出し等	18の3						○							
“ ”	18の4						○							
定期自主検査	18の5						○							
“ ”	18の6						○							
定期自主検査の記録	18の7						○							
点検	18の8						○							
補修等	18の9						○							
放射線源の収納	18の10						○	○						
放射線源の点検等	19						○	○						
放射性物質取扱作業室	22							○	○	○		○		
放射性物質取扱作業室の構造等	23							○	○	○		○		
空気中の放射性物質の濃度	24												○	
“ ”	25							○			○	注1	○	
飛来防止設備等の設置	26							○	○	○	○	注1	○	
放射性物質取扱用具	27							○	○	○	○	注1	○	
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28							○	○	○	○	注2	○	

※ 計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。
 (注) 1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

政令別表第2		1	2	3	4	5	6	7	準用規定(注)4
項目	対象業務 電離則条文	当該装置の検査の業務 はエックス線の発生を伴う エックス線装置の使用また	当該装置の検査の業務 の使用または電離放射線の発生を伴 の他の荷電粒子を加速する装置の サイクロトロン、ペーダトロンそ	当該装置の検査の業務 の使用または電離放射線の発生を伴 のガスを抜きまたはエックス線の発 エックス線管もしくはケノトロン	放射線取扱業務 の取扱いの業務 放射線物質を装備している機器 ガンマ線透過写真撮影の	扱の業務 汚染された物の取 離放射線によって 加工施設、再処理施設、使用施設 等における核燃料物質取扱業務 原子炉施設における核燃料物 質、使用済燃料等取扱業務 事故由来廃棄 物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採	
		医療 用	工業 用等						
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務	52の3				○				
透過写真撮影作業者の特別の教育	52の5	○			○				
加工施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の6					○			
原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育	52の7						○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育	52の8							○	
作業環境測定を行うべき作業場	53	○	○	○	○	○	○	○	○
線量当量率等の測定等	54	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定	55					○	○	○	○
健康診断の実施	56	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の記録	57	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果についての医師からの意見聴取	57の2	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の通知	57の3	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断結果報告	58	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断等に基づく措置	59	○	○	○	○	○	○	○	○
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出	59の2	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け	60	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出	61				○				
記録等の引渡し	61の2	○	○	○	○	○	○	○	○
調整	61の3	○	○	○	○	○	○	○	○
配置替えの際の健康診断みなし規定	61の4	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立てにおいて、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条の9において準用する第37条(第4項を除く)および第41条の5の規定は適用されない。

(注) 4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

除染電離放射線障害防止規則条文	規制内容	対象業務	除染等業務				特定線量下業務
			土壌等除染業務	廃棄物等廃棄業務	特定汚染土壌取扱業務		
					25 μ Sv/h超	25 μ Sv/h以下	
3	被ばく限度		○	○	○	○	
4	妊娠と診断された女性の被ばく限度		○	○	○	○	
5	線量の測定	外部被ばく線量測定	○	○	○	△(注)1	
		内部被ばく線量測定・検査	○(注)2	○(注)2	○(注)2		
6	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認	○	○	○		
		算定・記録・30年間保存	○	○	○	△(注)1	
		従事者に通知	○	○	○	△(注)1	
7	事前調査	事前調査・結果の記録	○	○	○(注)3	○(注)3	
		結果の概要を労働者に明示	○	○	○(注)3	○(注)3	
8	作業計画	作業計画の策定	○	○	○		
		関係労働者に周知	○	○	○		
9	作業の指揮者		○	○	○		
10	作業の届出 (25 μ Sv/h超)		○		○		
11	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告		○	○	○	○	
12	粉じんの発散を抑制するための措置		○(注)4	○(注)4			
13	容器の使用等			○			
14	退出者の汚染検査		○	○	○	○	
15	持出し物品の汚染検査		○	○	○	○	
16	保護具		○(注)5	○(注)5	○(注)5	○(注)5	
17	保護具の汚染除去		○	○	○	○	
18	喫煙等の禁止、労働者への明示		○	○	○	○	
19	除染等業務に係る特別の教育		○	○	○	○	
20	健康診断		○(注)6	○(注)6	○(注)6		
21	健康診断の結果の記録、30年間保存		○	○	○		
22	健康診断の結果についての医師からの意見聴取		○	○	○		
23	健康診断の結果の通知		○	○	○		
24	健康診断結果報告		○	○	○		
25	健康診断等に基づく措置		○	○	○		
25の2	特定線量下業務従事者の被ばく限度						○
25の3	妊娠と診断された女性の被ばく限度						○
25の4	線量の測定 (外部被ばくによる線量測定)						○
25の5	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認					○
		算定・記録・30年間保存					○
		従事者に通知					○
25の6	事前調査	事前調査・結果の記録					(注)3
		結果の概要を労働者に明示					(注)3
25の7	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告						○
25の8	特定線量下業務に係る特別の教育						○
25の9	被ばく歴の調査						○
26	放射線測定器の備え付け		○	○	○	○	○
27	事業廃止の際の被ばく線量の記録の引渡し	離職の際又は事業廃止の際の従事者への記録の写しの交付	○	○	○	△(注)1	○
		離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付	○	○	○	△(注)1	○
28	事業廃止の際の健康診断個人票の引渡し	離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付	○	○	○		
		離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付	○	○	○		
29	調整 (被ばく線量のみなし規定)		○	○	○	△(注)1	○
30	調整 (健康診断のみなし規定)		○(注)6	○(注)6	○(注)6		

- (注) 1 2.5 μ Sv/h以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者は不要。2.5 μ Sv/h以下のみならず、2.5 μ Sv/hを超える場所においても業務が見込まれる者には、2.5 μ Sv/h以下の場所においても措置が必要。
- 2 平均空間線量率が2.5 μ Sv/hを超える場所において、次により測定又は検査を行う。
(平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにばく露 された場合に限る。)

- 3 作業開始前及び同一の場所で継続して作業中、2週間につき一度
- 4 高濃度汚染土壌又は高濃度粉じん作業の場合
- 5 次の保護具を使用 (平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	粒子捕集効率が95%以上の防じんマスク、全身化学防護服、長袖の衣服ならびに不浸透性の保護手袋及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴
高濃度粉じん作業以外の作業	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不浸透性の保護手袋及び長靴	長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴

- 6 除染電離則による健康診断のほか、特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条：6月以内ごとに1回の一般定期健康診断) の対象。

事務所衛生基準規則

項	目	事務所則	基準	備考	
事務所 の 環境 管理	気積	2	10m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
	窓その他の開口部	3①	最大開放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
	室内空気の環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
		二酸化炭素		0.5%以下	〃
	温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
		冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
	空気調和設備または機械換気設備	浮遊粉じん(約10マイクロメートル以下)	5①	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
		一酸化炭素		10ppm以下	検知管等により測定すること
		二酸化炭素		0.1%以下	〃
		ホルムアルデヒド		0.1mg/m ³ 以下	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
	気流	5②	0.5m/s以下	〃	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
	空気調和設備	室温	5③	17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
		相対湿度		40%以上70%以下	〃
	作業環境測定(安衛法施行令第21条第5号の室)		7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温および湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること
	ホルムアルデヒド		7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
	燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること	
器具の点検		6②	異常の有無の点検を毎日行うこと		
室内空気の環境基準		一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
	二酸化炭素	0.5%以下		〃	

項 目			事務所則	基 準	備 考	
事 務 室 の 環 境 管 理	空 調 和 設 備	冷 却 塔	水 質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加 湿 装 置	水 質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空 気 調 和 設 備 の 排 水 受 け	点 検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したときおよび2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採 光 ・ 照 明	照 度	精密な作業	10	300ルクス以上とすること	
			普通の作業		150ルクス以上	〃
粗な作業			70ルクス以上		〃	
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい			
照明設備の点検				②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい	
6月以内ごとに1回、定期に行うこと						
騒 音 の 防 止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音および吸音の機能をもつ天井および隔壁とすること		

項 目		事務所則	基 準	備 考		
清	給 水	水 質 基 準		13	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること
		給水せんにおける水に含まれる残留塩素	通常		遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること	
			汚染等の場合		結合残留塩素の場合0.4ppm 〃	
					遊離残留塩素の場合0.2ppm 〃	
					結合残留塩素の場合1.5ppm 〃	
排 水 設 備		14	汚水の漏出防止のための補修およびそうじを行うこと			
清掃等の実施	大掃除		15	6月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る		
	ねずみ、昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査		6月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること	
		殺そ剤、殺虫剤		薬事法の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること		
廃 棄 物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること			
潔	便 所	区 別	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること	
		男性用大便所		60人以上ごとに1個以上とすること		
		男性用小便所		30人以上ごとに1個以上とすること		
		女性用便所		20人以上ごとに1個以上とすること		
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること		
	手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給すること				
洗 面		18	洗面設備を設けること			
被服汚染の作業			更衣設備を設けること			
被服湿潤の作業			被服の乾燥設備を設けること			
休 養	休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること		
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講ずること	
	50人以上または女性30人以上		21	が床することのできる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	
	持続的立業		22	いすを備え付けること		
救急用具の備え付け		23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所および使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		